

# 香川高等専門学校企画評価室規程

平成 27 年 3 月 3 日制定

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 21 条の 2 第 2 項の規定に基づき、企画評価室の組織等について定めるものとする。

(目的)

**第 2 条** 企画評価室は、本校における年度計画の策定並びに教育研究活動等の状況についての自己点検評価の実施、第三者評価への対応及びそれらの評価結果の活用について、機動的かつ効果的に推進することを目的とする。

(業務)

**第 3 条** 企画評価室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 年度計画の策定及び実績報告書の取りまとめに関すること。
- 二 認証評価に係る自己評価書の取りまとめに関すること。
- 三 自己点検評価の実施及び評価結果の活用に関すること。
- 四 計画・評価に係る情報の収集、調査、分析に関すること。

(組織)

**第 4 条** 企画評価室は、次に掲げる室員をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 教務主事
- 三 専攻長
- 四 校長が必要と認めた教員

(室長)

**第 5 条** 室長は、副校長の中から校長が指名する。

- 2 室長は、企画評価室の業務を掌理する。

(室員の任期)

**第 6 条** 第 4 条第四号の室員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

**第 7 条** 室の事務は、総務課において処理する。

(その他)

**第 8 条** この規程に定めるもののほか、企画評価室の運営に関し必要な事項は、別

に定める。

#### 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。